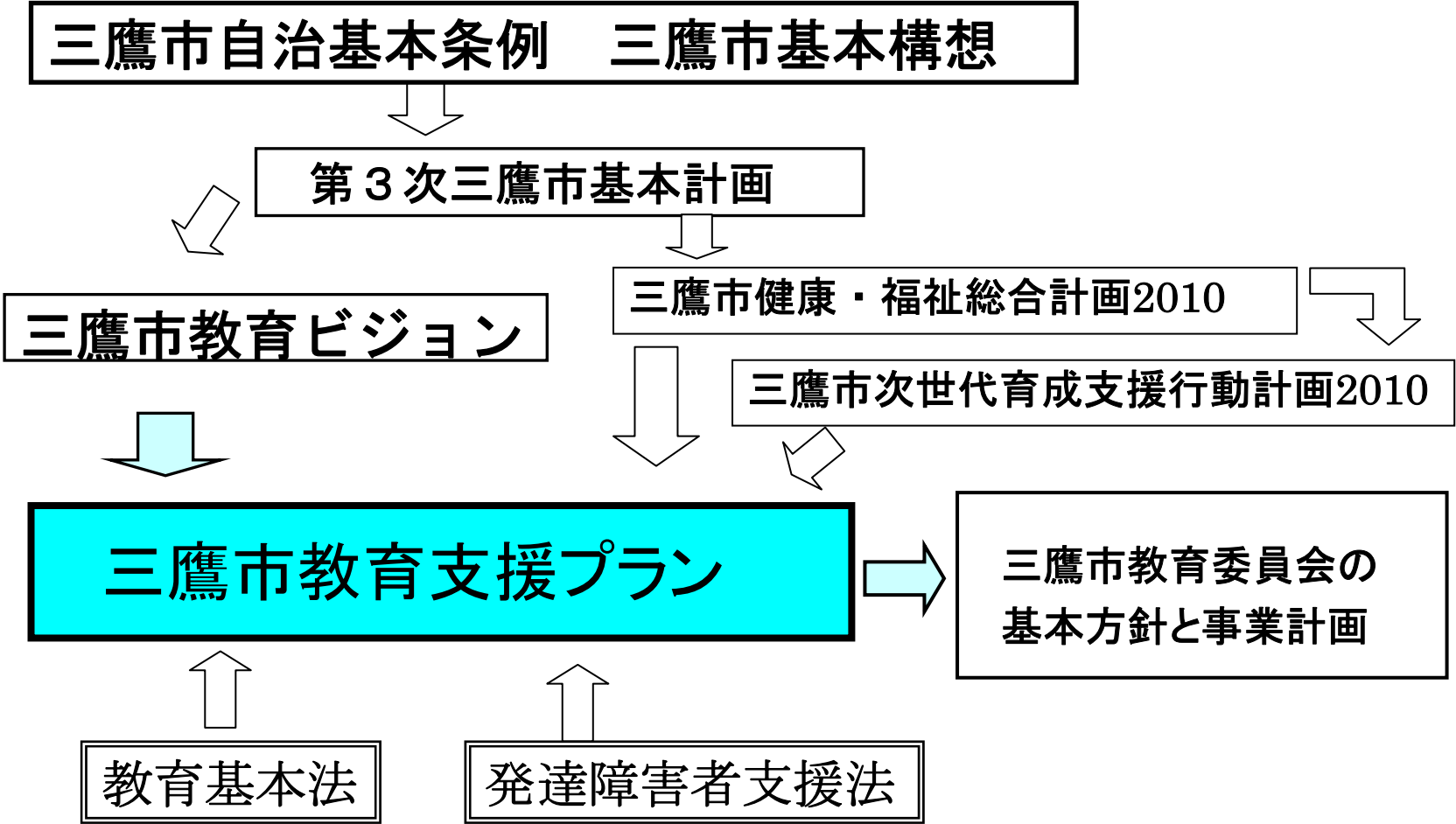


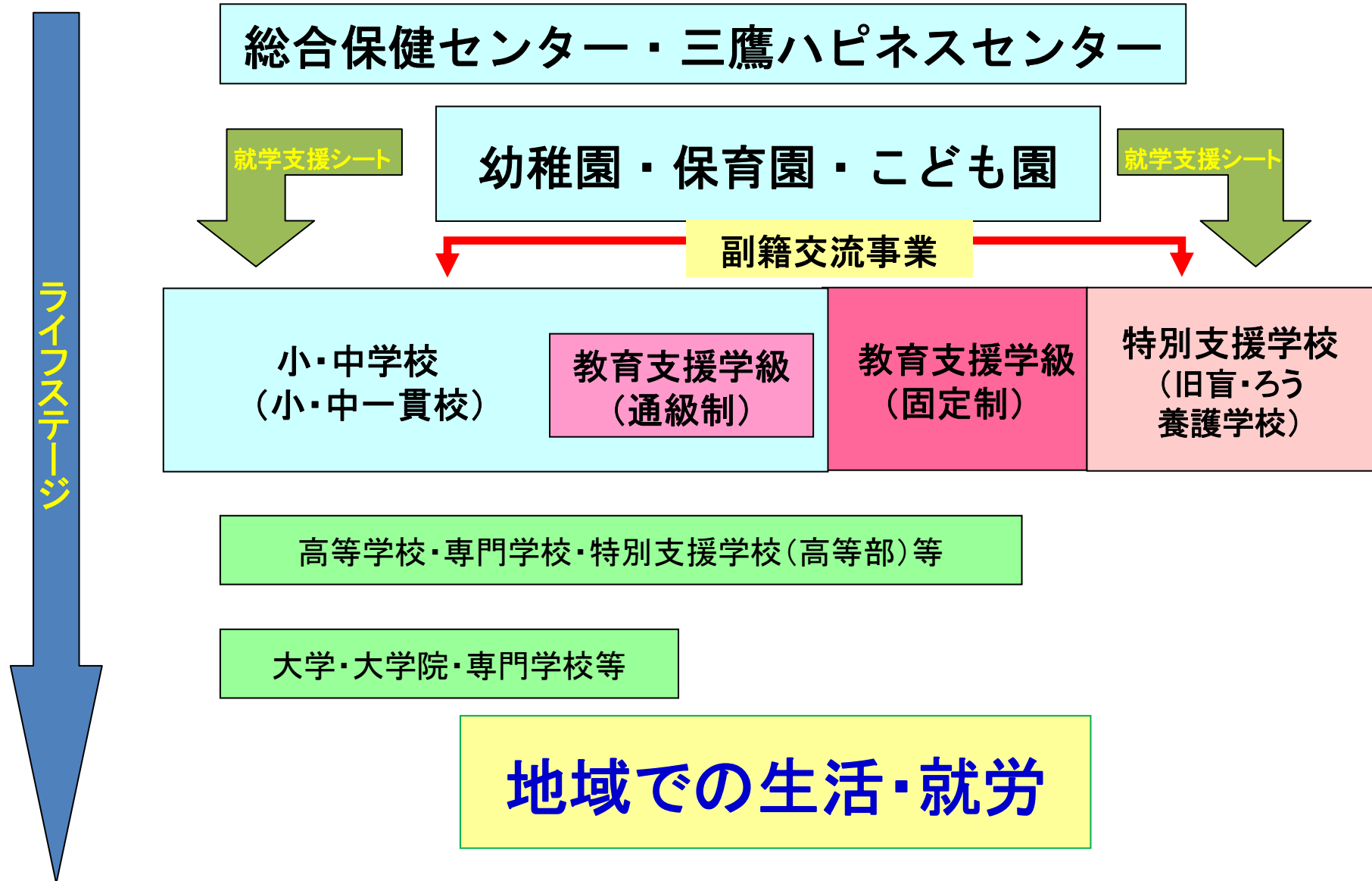
図1

三鷹市の教育支援にかかわる計画






自立をめざした支援・教育の流れ

図2



三鷹市の母子保健サービスのご案内

図3

	妊娠中	出生	1か月頃	3か月	4か月	5～6か月	1歳	2歳	3歳
市役所		出生届 (三鷹市役所 1階市民課、市政窓口)							
		乳幼児医療費助成 (三鷹市役所 4階子育て支援課)							
総合保健センター		新生児訪問指導 (生後90日まで) 新生児訪問申込書(はがき)を保健センターへ郵送してください。保健師や助産師が訪問します							
	母親学級 両親学級 プレママの講習会 (歯科・栄養) 妊婦訪問指導 すべて予約制	産後早期のお母さんの心の相談  質問票を送付しますので、返送してください。お母さんからの相談としても利用できます	BCG予防接種  生後3か月になる前に受診票を送付	3～4か月児健診  生後3か月を過ぎたら受診票を送付	乳幼児健康診査・予防接種 その他の法定予防接種や6～7か月児健診・9～10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の受診票も対象月齢になったら、自動的に送付します	発達講座 : 予約制 よちよち とことこ わいわい 子どもの発達を促すかわりについての年齢別講座	離乳食講習会 : 予約制 ステップ1、ステップ2、ステップ3、1歳からのごはん 離乳食の進め方や歯の手入れについての年齢別講座	乳幼児健康相談 : 予約不要 計測や育児・助産師・栄養・歯科の相談。妊婦さんの相談もお受けします(原則 月3回)	育児相談 保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話等の相談

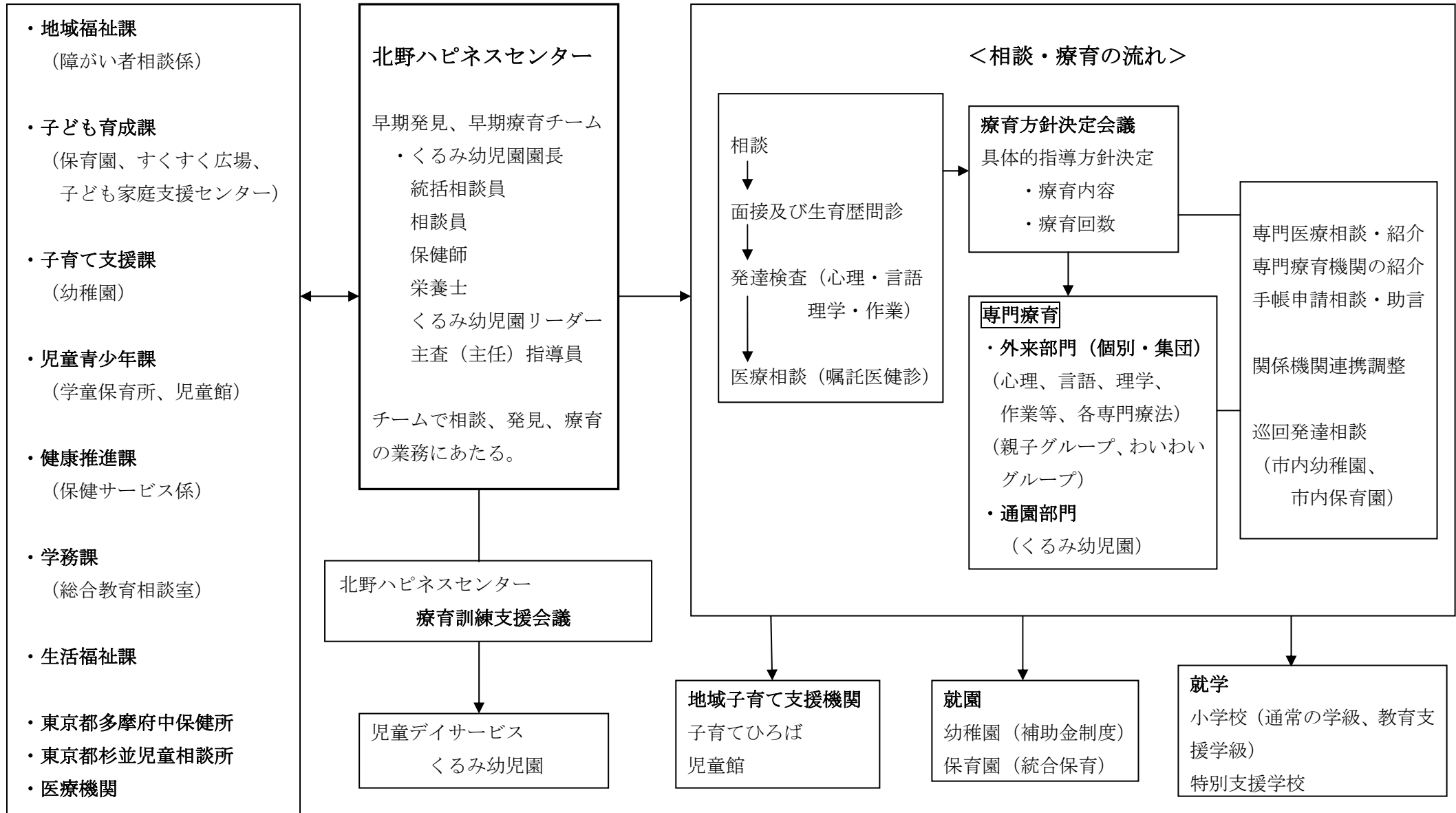


* 各種相談・講座の日程は保健センターへ電話でお問い合わせいただくか、あるいは広報みたか、三鷹市のホームページでご確認ください

- ★三鷹市育児支援ヘルパー (退院後3か月まで利用できるヘルパー制度) 申し込み・お問い合わせ: 三鷹市子ども家庭支援センター「のびのびひろば」 電話:0422-40-5925
- ★一時保育(生後3か月から)
- ★みたかファミリーサポートセンター(生後3か月からの保育・お預かり等) 申し込み・お問い合わせ: 三鷹市子ども家庭支援センター「すくすくひろば」 電話:0422-76-6817

北野ハピネスセンターにおける障がい児の早期発見・早期療育システムの流れ図

平成 23 年 4 月 1 日現在

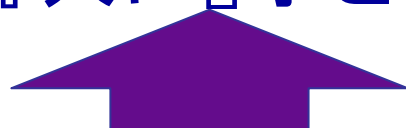


三鷹市の公立学校の教育理念

学校自由選択制ではなくコミュニティスクールを！

○質の高い教育をどの学校においても保証する
(義務教育9年間に責任をもつ)

○地域全体で、『共に』子どもの育ちを支える



三鷹市自治基本条例第6章「参加及び協働」第33条
(平成18年)

○保護者、地域住民等の学校運営への参加を進めることにより地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくり

○学校を核としたコミュニティづくりを推進

三鷹市教育ビジョン（平成18年12月策定）

0 to15 義務教育9年間の質の高い教育に責任をもつ

□安心と信頼のある学校

- 幼保・小の連携
- 新しい義務教育学校（小・中一貫教育校）
- 義務教育9年間の教育支援（特別支援教育） 等

□自律した学校

- 学校経営計画
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
- 三鷹ネットワーク大学と連携した教員養成と専門講座

□地域と共に創る学校

- 学校運営協議会の設置によるコミュニティ・スクール
- コミュニティの核としての学校
- 学校・家庭・地域の当事者意識

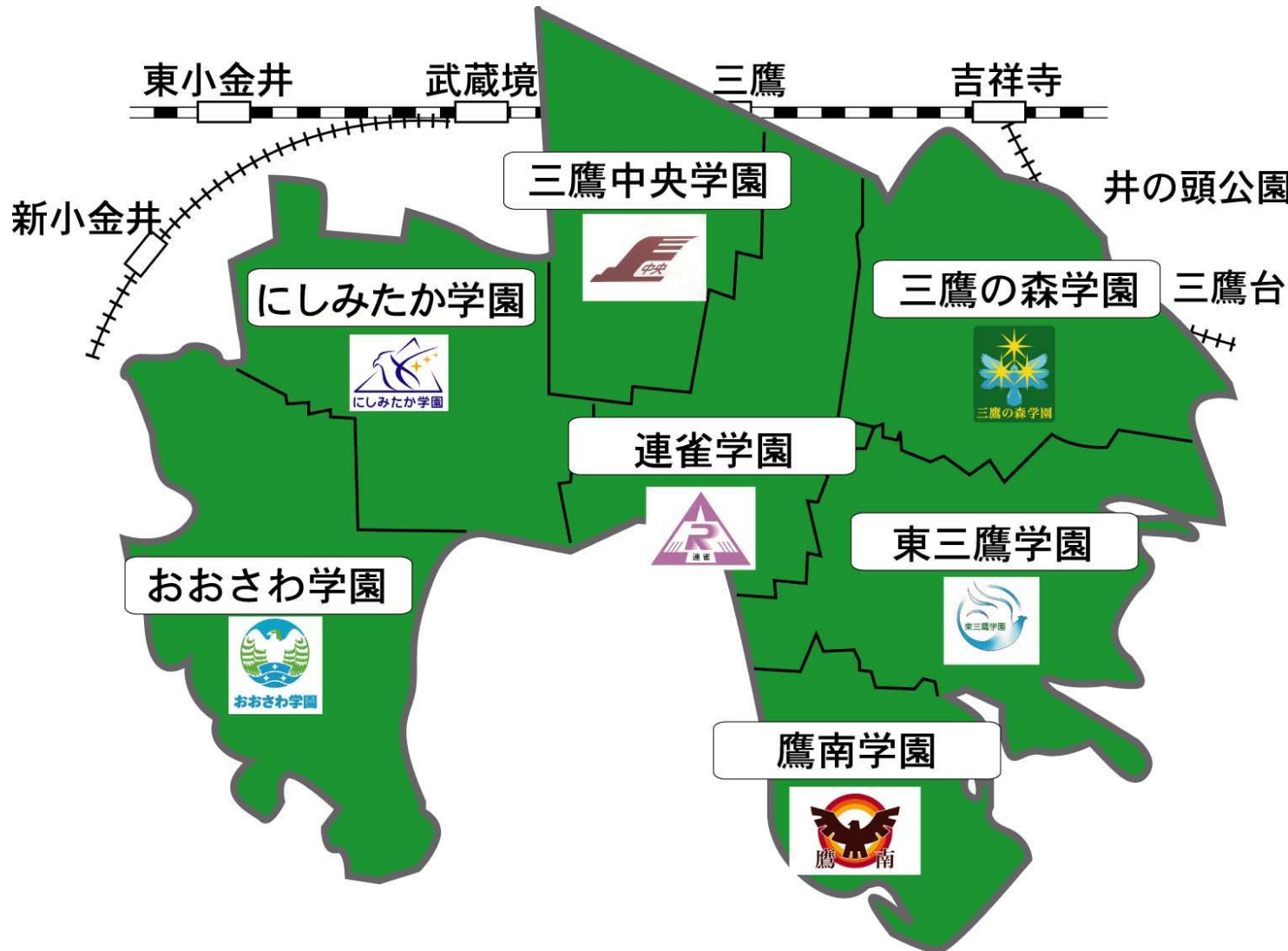
□情報共有のためのモニタリングシステム

- 学校評価・学校関係者評価
- 計画・実施・点検・改善システムの確立



図6

三鷹市立小・中一貫教育校 7学園



小学校
15校

中学校
7校

合計
22校

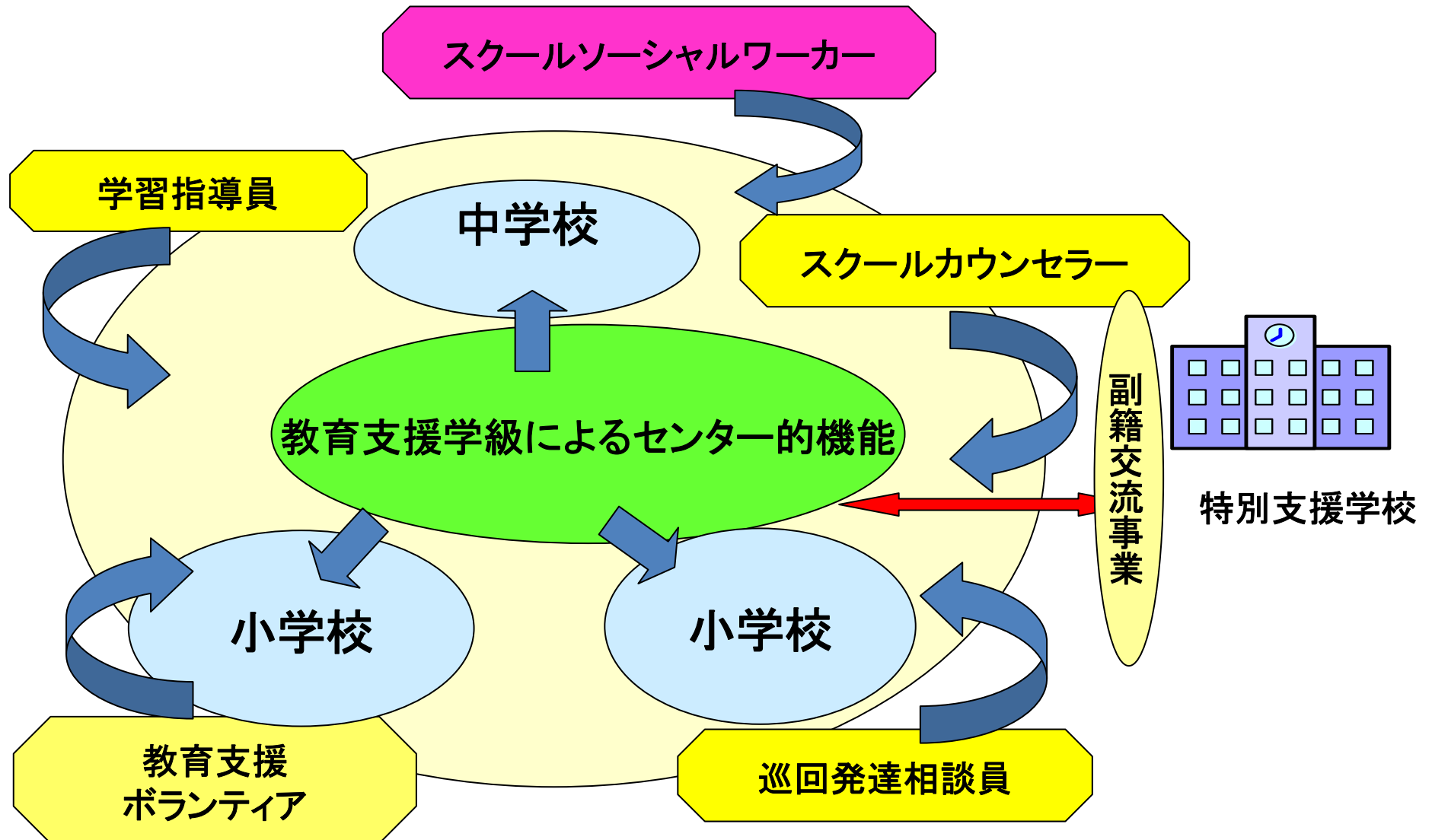
三鷹市教育支援プラン (三鷹市特別支援教育推進計画)

- ・ 障がいのある子もいない子も 学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として育っていくことを支援
- ・ 三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」ではないと考え、「特別」支援教育ではなく 「教育支援」と呼んでいます

教育支援プランの4本柱

- 一人ひとりの教育的ニーズに応える教育支援
 - ・ 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成活用
 - ・ 教員に対する研修の継続
- 小・中一貫教育校で推進する教育支援
 - ・ 教育支援学級の大規模化を解消
 - ・ 9年間を通して支援と指導をつないでいく
- 総合教育相談室が担う教育支援
 - ・ 学校と関係機関との連携の推進
(子ども家庭支援ネットワークの利用)
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用
- 教育支援プラン達成の把握と課題の検討
 - ・ 教育支援推進委員会による検証作業

キーワードは引継ぎと協働



学務課長

図 9

総合教育相談室
三鷹市教育支援コーディネーター・統括指導主事・担当事務職員

・相談の振り分け
・各担当と相談・支援の方向性を検討・助言

	教育相談部門		教 育 支 援 部 門			
市 嘱託員	<p>教育 相談員</p> <p>幼児・児童・生徒、 保護者へのカウンセ リングや心理検査</p>		<p>学校派遣</p> <p>市スクールカ ウンセラー</p> <p>小学校児童と保護者に 対する心のケアと教育 支援へのつなぎ等</p>	<p>学習 指導員</p> <p>小・中学校の不登校および 不適応等の課題がある児 童・生徒に対する学習指導</p>	<p>スクール ソーシャル ワーカー</p> <p>家庭支援が必要な児 童・生徒、保護者につ いて相談と関係機関 へのつなぎ等</p>	<p>就学 相談員</p> <p>障がいがある子、 教育支援が必要な 幼児・児童・生徒 の就学・転学相談 発達検査等</p>
都職員	<p>都スクール カウンセラー</p> <p>生徒、保護者へのカウ ンセリング</p>		<p>学校派遣</p>			
講師				<p>巡回発達相談員</p> <p>児童・生徒の見立て 教職員への指導・助言</p>		

子ども家庭支援ネットワークを利用した 子育て支援（発達支援も含む）

